

第13回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和6年7月12日(金)

招集場所 防災・情報センター2階情報研修室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	大岩 徹	7番	船越 征子
2番	森谷 雄	8番	本高 善久
3番	松本 良史	9番	遠藤 功
4番	加藤 直行	10番	山本 信男
5番	長尾 保	11番	宇田川 保
6番	高津 孝司		
	千藤 誠		竹内 求
	川上 幸恵		見山 収
	浦部 明郎		

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 西岡 浩治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

- 第1号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 第2号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について
- 第3号議案 非農地証明の申請について
- 第4号議案 令和6年秋の農作業標準賃金(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

6番委員 高津 孝司

7番委員 船越 征子

事務局： 失礼いたします。皆さんお揃いですので定刻よりも若干早い時間ですが第13回江府町農業委員会総会を開会したいと思います。日程に従いまして進めさせていただきます。日程の2番、農業委員会憲章の唱和ということで、本日は千藤推進委員さんの独唱によりお願いしたいと思いますので皆さんご起立をお願いします。

千 藤： 憲章唱和

事務局： ありがとうございます。ご着席ください。続きまして日程3番でございます。会長あいさつ、よろしく願いいたします。

会 長： 皆さんおはようございます。先月の農業委員会県外視察研修、多くの皆様のご参加を得て実施できましたことお礼申し上げます。初日のJA東とくしまの稲作有機農業。独特の栽培技術で高品質の多収穫が可能な特別栽培米を生産されています。何よりも指導普及の中心が農薬・肥料の販売を主要業務とする地元のJAであることです。JAがこの生産システムを考案し多くの稲作農家に共有できる仕組みを定着化させている。そして消費者に安全でおいしいお米を供給されている姿に大変価値があるものと感じた次第です。二日目の加茂谷元気なまちづくりにおいては新規就農者移住促進を柱に地域活性化に取り組んでおられました。旧村単位で行政に依存することなく統率力のある指導者のもと、地域全体で農業と生活暮らしを守っておられる実態は本町の町づくり村づくりにおいても大いに参考になるものと考えます。本日は4議案提案をしますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げまして冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

議 長： それでは総会審議に入らせていただきます。出席確認ですが本日は全員出席ですので委員会会議規則第5条により委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。次に議事録署名委員の指名です。署名委員を議長が指名することにご異議ございませんか。

委 員： 異議なし（全員）

議 長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員に議席番号6番、高津委員、議席番号7番、船越委員をお願いしたいと思います。なお会議書記は事務局を指名します。次に日程5、報告事項です。合意解約が1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼いたします。資料の2ページをご覧ください、合意解約がございましたので報告をさせていただきます。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知があったので報告します。2件ございます。受番25番、借人は江府町大字〇〇にお住いの〇〇〇〇さん、貸人は〇〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇さんでございます。場所は大字〇〇字〇〇△△△番△と△△△番△の〇でございます。面積が△△△㎡、△△△㎡の△筆で合計面積が△、△△△㎡でございます。根拠法令としましては基盤強化促進法でございます。当初の契約期間は令和△年△月△△日から令和△年△△月△△までの△年△△ヶ月でしたが令和△年△月△△日に合意が成立したと言う事で、実際の契約期間は△年△ヶ月と言う事

で、解約の理由等は借受人の都合によるものでございます。受番26番、借人が江府町大字〇〇にお住いの〇〇〇〇さん、貸人が同じく江府町大字〇〇にお住いの〇〇〇〇さんでございます。場所が大字〇〇字〇〇〇△△△△番、〇で面積が△、△△△㎡でございます。根拠法令としては基盤強化促進法で当初の契約期間は令和△年△月△日から令和△年△△月△△日の△年△△ヶ月でしたが、令和△年△月△△日に合意が成立しまして、実際の契約期間は△年△ヶ月でこちらの解約理由等も借受人の都合によるものでございます。場所につきましては3ページと4ページをご覧くださいだければと思います。以上でございます。

議 長： 2件の合意解約について説明がありました。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。特段無いようですので報告を打ち切り、項番6の議事に入らせていただきます。議案第1号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： 資料の5ページをご覧ください。議案第1号、農用地利用集積等促進計画（案）について、別添農用地利用集積等促進計画（案）について、意見決定にあたり審議を求めると言う事で1件ございます。6ページをご覧ください。農地番号1番、貸出契約名義人は江府町大字〇〇にお住いの〇〇〇〇さん、場所は大字〇〇字〇〇〇△△△△番、合意解約をしたところを新しく利用権を設定すると言う事でございます。地目は〇で〇〇の作付けでございます。面積は△、△△△㎡、農振区分は〇でございます。契約期間は令和△年△月△日から令和△年△△月△△日の△ヶ月と言う事で、賃料は〇〇でございます。借受経営体は江府町大字〇〇にお住いの〇〇〇〇さんでございます。経営体の状況等は7ページをご覧ください。以上でございます。

議 長： はい、本件についての地区担当の山本委員に補足説明をお願いしたいと思います。

山 本： はい、私が元々借りていたところですけども、そこを〇〇さんが作らせてくれと言われてまして、合意解約をさせていただきましてその後を〇〇さんが作るという事になりました。

議 長： ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。この期間の△ヶ月と言うのはどう言う理由ですか。

山 本： 耕作期間ですか。結局申請を出してから農業委員会に出してから期間があまりにも短すぎると言う事もありまして、実際には今年の春から作っておられるんですけども、申請が遅れまして、大変申し訳ございません。そういう結果になってしまいましたので、ご理解いただきます様をお願いします。

議 長： 分かりました。他にありませんか。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第1号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第2号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、提案説明をお願いします。

事務局： はい、9ページをご覧ください。議案第2号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申についてと言う事で、別添農業振興地域整備計画の変更について、意見決定にあたり審議を求めます。審議案件としましては、江府町大字〇〇〇△△番地△、〇〇〇〇さんの土地でございます。こちらの案件は前に申請をさせていただきまして前回の農業委員会の総会で取下げをさせていただいた案件でございますが、転用目的、〇〇を〇〇〇〇と言う事で10ページをご覧ください。変更申請地の詳細を載せております。場所は江府町大字〇〇〇字〇〇△△△番△でございます。地目は〇でございます、△、△△△㎡のうち△△△、△△㎡を除外すると言う事でございます。申請者、土地の所有者等は〇〇〇〇さんでございます。用途変更される方も〇〇〇〇さんでございます。同意も取っておられまして権利の設定の種類は自己所有でございます。変更の目的は〇〇〇〇さんの〇〇及び〇〇〇用地にするためでございます。11ページに申請個所を示しております。詳細は12ページに載せております。13ページに航空写真を示しております。1筆のクボの中の赤く色づけをしたところが今回の△△△、△△㎡と言う事になります。14ページには農用地区域除外の詳細についてと言う事で、協議地の利用計画について、利用目的は〇〇〇〇〇〇のため、現在の〇〇は△約△△年が〇〇しており、〇〇〇〇による損傷もあり、また〇〇〇〇〇〇〇の〇〇区域の一部で〇〇が困難なため、こちらに〇〇を求めたいと言う事でございます。予定期間は農業振興地域整備計画と農地転用許可後には令和△年から△年にかけて〇〇していきたいと言う事でございます。当該協議地以外の土地で実施できない理由としまして、現在の〇〇は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇区域の一部で〇〇が困難。〇〇内は〇〇しており安全な適地がない。集落周辺の農地は〇〇〇〇〇〇〇〇が遠く適地が見いだせない。当該地のすぐそばに既に〇〇があり農業団地の端にあり、周辺環境に悪影響がなく安全が確保できると言う事でございます。協議地の土地状況ですが、土地改良事業の有無については、ほ場整備は行っておりません。近隣農地への影響は農業団地の端にありまして、〇〇に隣接して周辺農地への影響は少ないものと考えられると言う事でございます。同意書も取っておられます。15ページには建物の立面図、16ページ、17ページには平面図、18ページ、19ページには配置図を付けております。20ページには地積測量図と言う事で△△△、△△㎡の根拠を②で示しております。21ページには申請土地の表示と言う事で近隣の耕作者△名の方の同意書を付けております。22ページには土地所有者の〇〇〇〇さんの同意書も付けております。よろしくお願ひしたいと思ひます。再度土地を精査しまして、土居さんの方にも500㎡で良いですかと念をおさせてもらって、500㎡を切るくらいの土地で大丈夫だと、これを転用にかけて行きたいと言う事で確認を取らせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長： それでは担当委員の補足説明をお願いします。本高委員よろしいでしょうか。

本 高： はい、昨年竹内推進委員さんと一回見ておりました、その時には全筆と言う事で、先の総会の時に一回取り下げて、きちんこの面積をとと言う事で、この度〇〇を〇〇〇予定の面積を確定されて農振除外の意見具申を出されたという風に理解しているところでございます。従いまして周辺の同意もきちんと取ってあると言う事でございますので、お認めいただければと思っております。以上でございます。

議 長： ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。

宇田川： ちょっと良いですか。19ページの図面を見ると、〇の〇〇が書いてありますが、その出入りするところは、敷地からどういう方向で道路の方に向いて〇〇〇んですか。

事務局： 今は仮の配置と言うか、〇が中心にありますので隅によったりとかして、〇〇が〇〇そうでした、△、△台の〇も予定したいと言う事でこれだけの面積を予定されていて、中心に配置しておりますが、転用の時には詳細に配置を書いて出ささせていただきたいと思っております。

宇田川： どうも思っ、私もそうでしたけども、残った面積の農地をどう使うのかと言うのが、後でまた追加でと言う事になるよりも、基本的には〇を〇〇〇のに農地がそれだけ必要ではないかと言う事で、なかなか農地を〇〇にしてももらえないのが現状ですけども、中途半端に田を残してと言うのはどうかなという思いはあります。これは私の意見ですけども。

事務局： 〇〇さんが農機具庫等の予定は他の土地でされると言う事で、県の方の承認も必要最小限しか認めてもらえないので、こういう風な形になっておりますが、その後の有効利用と言う事になると残して使うしかないかなという風な、隅に〇〇を求めて残ったところは維持管理程度になってしまうのかなと言う想定は出来ますけども、どうしても残ってしまうのはやむを得ないのかなと思っております。

宇田川： 今後ですけど、生活圏が一番ですので、農地も大事ですけどその辺もこれから管理をして、住みやすい、生活しやすい事を一番に考えて行って方が良いのかなという思いでおります。以上です。

議 長： ありがとうございます。その他ありませんか。無いようですので質疑を打ち切り採決を取ります。議案第2号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定いたしました。続きまして

議案第3号、非農地証明の申請について、提案説明をお願いします。

事務局： 23ページをご覧ください。議案第3号と言う事で、非農地判断を掲載しております。次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求めると言う事で1件出ております。申請番号23番でございます。所在が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇△△△△番△、地目は〇で農振農用地区域外でございます。面積が△△△㎡、所有者は江府町大字〇〇にお住いの〇〇〇さんでございます。備考として書いておりますが、△△年以上農地と使用していないためと言う事で申請をされました。実際のところは〇〇さんの〇〇として使用したいと言う事で伺っております。以上でございます。

議長： はい、それでは〇〇地区の案件ですので、川上推進委員さん補足説明をお願いします。

川上： 失礼いたします。6月14日に高津委員さんと事務局と現地の確認に行かせていただきました。現地を見ますと〇〇〇の集落であります。敷地内には離れに〇〇が立っていきまして、状況は〇ではなくて造成された〇〇になっておりました。なぜかと思ったんですが、平成△△年当時に一度申請者の方が非農地証明を行っておられまして、申請が出ていたそうですが、本人さんが地目変更を行っておられなかったと言う様な状況で現在に至っていたと言う事が分かりました。現在も〇のままになっていきますけど、今回事務局の方からも説明がありましたが、〇〇の側に〇〇を〇〇されるという事で地目を非農地と再度証明をして頂いて、改めて地目変更と言う事になるのではないのかなと思っておりますが、現状は既に農地と言う状況で使用されていないと言う事が分かりました、既に農地で使えるような状況ではないですので、申請を審議していただけたらと確認をして帰りました。

議長： ありがとうございます。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。さっき川上推進委員がおっしゃったけど、平成△△年に一旦農業委員会として許可をしているんですか。

事務局： はい、

議長： しているのであれば再度申請は

事務局： それで、法務局に確認を取りましたら、△△年当時の証明書をもらっても、今は〇が建ってしまっていて、昔は〇を建てる前の証明と今の証明では現況が違うと言う事で、その証明をしてもらわないといけないと言う事で、意味合いが違うと言う事と、昔の会長さんの名前で証明をされていますので、今の会長の加藤会長の名前ではございませんので、その辺の意味合いが違ってくれば書類的に受け付けられないと。

議長： 現実問題としてこれを〇〇転用する場合はそういう事かもしれないけども、今の話からすると△△年の農業委員会の承認行為に対して、本人さんの瑕疵と当時の農業委員会

の確認が成されていないと言うのは問題ではないのかな。両方の瑕疵があって今日まで来て手続きをしようかと思ったら、今日的な名前ではないと駄目だと言う事で法務局が突っぱねたから再度出たと言う事だけど、その時点の承認行為に対して本人の瑕疵と農業委員会の確認が成されていないと言う事は、それは問題ではないかな、現実問題としてやむを得ないと思うけど。転用できない訳だから。

高 津： いいですか。今会長さんがおっしゃられる様に私も現地を川上推進委員さんと一緒に見に行ったんですけども、確かに平成△△年にはそういう風に決まったんですけど、本人さんの瑕疵ですよ、本人さんが行動をとられなかったのが法務局の申請が変更になっていない、土地変更がなかったと言う事なので、と言う事は法的に考えても、いくら〇〇が建ってもストップが掛けられますよね。この手の話はこの1件だけではなくて他にもいろいろある様な気がするんですけど、その辺をどうやってチェックするのかと言うのは、その地区の農業委員や推進委員がいるわけですけども、任期があったりしてうまくその辺のチェックが、年に1回農地パトロールがありますがその時に上手くチェックができればよかったですけど、そう言うのがなおざりになっている言う事で、現状ありました。補足ですけど。

宇田川： 良いですか。この農地は田でしたか、畑でしたか。

事務局： 登記上は〇になっております。その一帯は〇だったようです。

長 尾： 良いですか。農振除外はいつされたんですか。その時に農振除外をされた。

事務局： 家の周りだったので元々入っていなかったようです。

長 尾： 分かりました。

議 長： ありがとうございます。それでは、経過はあるにしても〇〇転用を要するわけですので、現実的な問題として今般は取り扱うと言う事で、提案どおりの審議内容と言う風にさせていただいて採決を取らせていただきます。議案第3号、非農地証明の申請につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定しました。続きまして議案第4号、令和6年秋の農作業標準賃金（案）につきまして、提案説明をお願いします。

事務局： 25ページをご覧ください。議案第4号、令和6年秋の農作業標準賃金（案）について、令和6年秋の農作業標準賃金の決定にあたり、審議を求めたいと思います。26ページをご覧ください。秋の農作業標準賃金と言う事で案を提出させていただいております。作業区分として今回改定させていただきましたのは、機械作業のコンバインと言う事で、

整備田と未整備田の10アール当たりの単価について、整備田の単価を16,800円、未整備田の単価を21,800円、税込みという風にさせて頂きたいと思います。お手元に資料を別表で付けておりますけども、周りの町村と比較をしてもこちらの方は妥当ではないかと言う事で、案としまして参考にさせていただきました農業公社の秋の作業賃金でございます。秋の農作業標準賃金のコンバインの農業公社の単価と同じくさせて頂きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長： はい、6年の秋の標準賃金について提案をいたしました。この件について質疑をお願いしたいと思います。この件については前回見山推進委員、松本委員から従来どおりの様な単価ではとてもではない、諸物価が上昇している中で対応できないので、何とか引き上げる方向で進めて欲しいと言う強い要請がありまして、農業公社もこの間の理事会で金額は確かに十分ではないかもしれませんが引き上げて、それに準じて標準賃金を出して頂いたと、農業委員会としては前回約束をした通り来年の春作業についても引き上げる方向で進めて行こうという風に思っております。基本こういう格好で提案をして、後はそれぞれの地域、世情に応じた相対で運用いただけたらという風に思っております。この点についてご意見はございませんか。それでは本件について採決を取らせていただきます。議案第4号、令和6年秋の農作業標準賃金(案)につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定いたしました。審議事項は以上でございます。その他に入ります。一括して説明をお願いします。

事務局： はい、7番のその他でございます。次回の農業委員会総会を8月8日、木曜日に開催したいと思います。時間は同じく9時半からで、会場を役場2階の多目的室で行いたいと思います。農地相談会につきましては、今月の農地相談会は7月25日、木曜日、午後1時半から3時半、役場1階相談室で遠藤委員さん、山本委員さんをお願いできればと思います。8月の相談会につきましても8月22日、木曜日同じ時間で同じ場所でございますが、宇田川委員さんと千藤推進委員さんをお願いできればと思います。以上でございます。

川上： すみません、よろしいでしょうか。次回の農業委員会総会が8月8日木曜日になっておりますが、JA鳥取西部が合併しまして30周年の記念大会をその日に計画をしております。委員さんの中にもその会に行かれる方もおられると思いますので、変更ができるのでありましたらお願いできませんでしょうか。今募集をやっていて誰が出れるかは分かりませんが、もしかしたら農協の関係の方もおられますので。

事務局： 木曜日がいけないと言う事でしたら、日にちをどちらかにずらして

議長： 具体的に何名

川 上： 動員が午前、午後共80名くらいを農協の方では予定をしております。

事務局： ここら辺のメンバーの方は誰々おられるのですか。

川 上： 年金友の会さんとか、それぞれの役の方とか

事務局： 農業委員さんはおられますか。総会で過半数おられればいいんですが。

川 上： 決められるのにどうかなと思ったんですが、午前中に式典がありまして、その辺を所長とは話してはないんですが、募集は掛け始めていて、変更と言うのはなかなか難しいですか。

事務局： 日にちをずらすと言う事は出来ると思います。会長8日を外させてもらって、前後してもよろしいでしょうか。

議 長： 動員と言う事なので、まだ動員がJAの方から意思表示がされてないけれども、動員と言うのが40名と言う事で、その中にはいろんな組織が見込まれるので、動員に参加するかどうかは別として、そこがあるなら何れかずらしてしよう。ずらす事について皆さんの了解を得て改めて通知をする、会場の事もあるだろうし、改めて通知をすると言う事で了解してもらえませんか。今の段階では動員の範囲は分からないけど。いう様に農業委員会としては過半数出席していれば成立そのものはするんだけど、確かに農業関係者は多いし、動員の範囲の40名の中に16名の何人が入るかは分からないけども、ではそうしましょう、皆さんの了解と言う事で、会場を確認しながらどちらかに一日ずらして頂くと言う事でお願いをしたいと思います。

川 上： よろしくお願ひします。

議 長： 事務局もうありませんか。

事務局： 1件、農地パトロールにつきまして、研修の時から申し上げておりますけども、8月の下旬辺りで予定をさせていただければ、8月28日から30日の3日間の内1日を農地パトロールの当てたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

議 長： その他いかがでしょうか。それでは無いようですので7月期の総会を以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 6 番委員

署名委員 7 番委員